



5月は「水防月間」

我が国は、自然的・社会的環境から洪水などによる災害を受けやすく、毎年のように豪雨や台風による洪水が全国各地で発生しています。

梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、市民一人ひとりが水防の重要性や備えなど、水防に対する理解と関心を深めていただく期間です。

災害に備えて次のことを心がけましょう。

- 自らすすんで、テレビやラジオの気象情報から災害や警報・注意報の情報を得るようにする
 - 自らの指定避難所や避難経路は、あらかじめ家族で決めておく
 - 最低3日分の食料、常備薬、下着類などを入れた非常用持ち出し袋などを準備しておく
 - ※指定避難所などは、市ホームページや市発行の「もしもの時の防災ガイド」でご確認ください。
- 【おおよか防災ネット・ポータルサイト (<http://www.osaka-bousai.net/>)】

インターネットやメール通知で災害情報などをお知らせしています。

登録すれば防災情報メールが送信されます。

登録方法

- ① QRコードを読み取るか、「Tourkou@osaka-bousai.jp」に空メールを送信してください。
- ② 「登録用URL」が返信されます。
- ③ 返信されたメールの「登録用URL」へアクセスし、登録をお願いします。

※登録料・利用料は無料ですが、メールの送受信にかかる通信料は必要です。



▲QRコード

【河川防災情報 (<http://www.osaka-kasen-portal.net/sub/ou/>)】

河川の現在の状況をわかりやすい絵と色、画像でお知らせします。市町村別に付近の河川を選べます。

問合せ 自治振興課

5月は「宅地防災月間」

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖

面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。宅地災害は、いつたん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることもなかりかねません。

大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくすため、府や市、消防署や警察署、関係機関などが協力し宅地防災事業を実施します。

● 防災パトロール

パトロール隊が、宅地造成地や土砂採取地などの安全性などを点検・指導します。

● 宅地防災技術研修会

宅地造成事業者や設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を5月下旬に開催します。詳しくは府 建築指導室ホームページをご覧ください。

【家庭でも宅地災害を未然に防ぐ点検をお願いします】

自宅の周辺を点検し、必要なときは早急に適切な処置をしましょう。

- 石垣、擁壁に亀裂などが入っていないか、水がしみ出していないか
- 石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか

- 地盤が沈下していないか
- 排水用の溝に泥などがつまっていないか

※詳しくは府 建築指導室発行の「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」をご覧ください。マニュアルは府建築指導室ホームページでもご覧いただけます。

相談・問合せ

- 都市計画課 (りんくうタウン 駅ビル東棟2階 ☎447-8124)
- 府 審査指導課 (☎06-6210-9722)

檀波羅公園墓地使用のみなさん
「こんなときには手続きを

檀波羅公園墓地の使用にあたり、左記の事項が生じたときは手続きが必要です。

- 使用者がなくなったとき
- 使用者の住所、氏名などを変更したとき
- 使用許可証を紛失したとき
- お墓に埋葬・改葬するとき
- 墓地を市へ返還するとき

問合せ 環境衛生課
※詳しくは問い合わせてください。



かんくうNEWS

問合せ 関西国際空港案内 (☎455-2500)
ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

■ 関西国際空港がボーイング最新型機B787-10の就航地に決定
関西国際空港が世界に先駆けて、シンガポール航空が運航する最新型機B787-10の定期便の就航先として選定されました。5月より、関西=シンガポール線において運航を開始します。現在、関西国際空港では、シンガポール航空のシンガポール線が週14便運航しています。同路線で運航しているエアバスA330-300型機と比べて、座席数が増加するとともに、内装デザインの刷新により、シンガポールまでのフライトがさらに快適になります。この春も、関西国際空港をぜひご利用ください。

■ 関西国際空港初の「到着時免税店」がこの春オープン！
4月1日(日)に第1および第2ターミナルビルの国際線到着エリアに、到着時免税店「ANA ARRIVAL DUTY FREE SHOP」3店舗がオープンしました。これまで出国時に限られていた免税品の購入が、日本入国時にも可能になり、よりワクワクした空港に生まれ変わります。予定していた免税品を買い忘れてしまったという時にも安心！海外からご帰国の際にはぜひお立ち寄りください。



ストップ・ザ・放火!! 放火されないまちづくりを

昨年、消防組合の管内で家のまわりに置いていた座椅子、物品販売店の敷地内の物置、マンションの共用部分に置いていた傘立てや郵便受けのチラシなど、いずれも火の気のないところから発生した火災がありました。放火は、人けの途絶えた寝静まった時間帯に侵入されやすい場所が多く発生しています。

放火による火災を防ぐには、「放火されない・放火させない環境づくり」が大切です。隣近所と声を掛けあって、地域ぐるみで放火防止に努めましょう。

「放火防止のポイント」

- 家のまわりに燃えやすい物を置かない
- 門や通用口、物置、車庫などのドアは必ず施錠する
- 照明器具などを設置し、夜間も家のまわりを明るくする
- 郵便受けの新聞やチラシは必ず屋内に取り込む
- ゴミは、指定の収集日に出す

問合せ先

泉州南広域消防本部 予防課
☎469・0886
Fax 460・2119

就学相談全体会

小中学校への就学に際し、子どものことで不安を持っている保護者を対象に、就学相談についての説明を行います。

日時 6月14日(木)

●小学校：午後2時～

●中学校：午後3時～

場所 エブノ泉の森ホール
1階 マルチスペース

内容 支援学級・支援学校・個別の就学相談の流れなど

対象 来春、小・中学校に入學する年齢の児童の就学について、相談を希望する保護者

問合せ先 学校教育課

※申込不要

泉佐野市での新婚さんの新生活を応援します!

平成30年3月以降に入籍し、泉佐野市内に住民票がある夫婦の新居の住居費・引越し費用を対象に補助(上限あり)があります。申請には条件がありますので、詳しくは問い合わせください。なお、件数には限りがあります。

申込・問合せ先 5月15日(火)以降に子育て支援課へ

三世帯同居等支援事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者などが安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、泉佐野市内において高齢者世帯と同居または、近居(直線距離でおおむね1.2km以内)した子ども世帯に対して、転入転居費用の一部(※)を限度額10万円とし、助成します。申請が対象

【転入転居費用とは】

- 持家の場合：住宅の新築・増築・建て替えに要する費用(リフォームは対象外) または中古住宅を購入する費用
- 貸家の場合：賃貸借契約に要する費用(敷金・礼金・権利金・仲介手数料)

【高齢者世帯の要件】

- 子ども世帯と同居・近居をはじめた時点で、すでに1年以上泉佐野市内に居住している
- 65歳以上(夫婦のみの場合い

ずれか一方)の人のみの世帯
●市税・介護保険料の滞納がない

【子ども世帯の要件】

- 子ども世帯の世帯主またはその配偶者が、高齢者世帯を構成する者の直系卑属(子)である
- 申込時に中学生以下の子どもを、申込者またはその配偶者が扶養し、同居している
- 市町村税の滞納がない

問合せ先 高齢介護課

※詳しくは問い合わせてください。

耐震診断費用・耐震改修工事の一部を補助します

泉佐野市では地震に備えた住宅の耐震化へ、工事費などの一部を補助します。 ※事業開始は国および府の補助額確定後

補助金	対象	金額
耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの)で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの	耐震診断に要した費用(1,000円/m ² を限度とする)の10分の9で、1戸当たり4万5千円限度
耐震設計	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているか、改修後、住もうとするもの。賃貸住宅は除く)	耐震設計に要した費用の10分の7で、1戸当たり10万円限度
耐震改修	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているか、改修後、住もうとするもの。賃貸住宅は除く)で、耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること	1戸当たり70万円限度で、限度額未済の場合はその額(年間所得の低い人は90万円)。対象住宅が空き家の場合、最大50万円を上乗せ
住宅改造	耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施する住宅リフォーム工事	1戸当たり40万円限度で限度額未済の場合はその額。対象住宅が空き家の場合、最大50万円を上乗せ
住宅除却	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震性が不足していると判定された木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)。または、住宅改良法に規定のある不良住宅であること	1戸(長屋、共同住宅は1棟)当たり80万円限度で、限度額未済の場合はその額。対象住宅が空き家の場合、最大50万円を上乗せ

問合せ先 都市計画課

(りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447-8124)

※それぞれの受給には、条件がありますので事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。

海での事故を防ぐために

毎年春先からマリナーレジャーが活発となり、それに伴い海での事故が増える傾向にあります。海での事故を防ぐために、疲れているときや飲酒したときは、絶対に海に入らないでください。

また、プレジャーボートで遊ぶ人は、出港前に「気象・海象の確認」「機関の点検」を確実に行うとともに「ライフジャケットを着用」してください。

そして事故が発生した時や事故を発見したときは、迷わず、素早く「118番」へ！

※これらの情報は、舞鶴海上保安部のホームページ（<http://www.kahomilit.go.jp/08kanku/majuru/>）に掲載しています。

問合先 舞鶴海上保安部
（☎0773-764120）

介護保険
問合先 高齢介護課

平成30年度から
65歳以上の人の
保険料の額が変わります

65歳以上の人の介護保険料は、3年に1度改定されることになっており、平成30年度がそ

の改定の年にあたります。

改定は、平成30～32年度の3年間に提供される介護サービスの費用の見込みに基づき、保険給付に要する約23%を市内在住の65歳以上の人数で割った額を基準額として決定しました。

平成27～29年度の基準額80,100円（年額）に対して、平成30～32年度の基準額は、78,000円（年額）で2.6%の減額となりました。（下表参照）

今後とも、安心して保険給付が受けられるように、そして介護保険制度が健全に運営できるように保険料の納付にご協力をお願いします。

なお、平成30年度の保険料については、本人の平成29年中の所得状況および平成30年4月1日現在の世帯の課税・非課税の状況により7月に保険料を決定し、通知書を送付する予定です。

また、現在4～6月の保険料は、前年度の保険料を基に仮徴収していることから、7月（特別徴収の人は8月）以降は、決定された保険料と仮徴収額との差額を納付していただくこととなります。

※詳細は7月に発送する決定通知書でお知らせします。

改正前の保険料額（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合(倍)	保険料(円)
1	生活保護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.45	36,045
2	世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.75	60,075
3	世帯全員が非課税で第2段階以外の人	0.75	60,075
4	世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	72,090
5	世帯に課税者があり、第4段階以外の人	1.0	80,100
6	本人が課税で前年の合計所得金額が	120万円未満	1.2 96,120
7		120万円以上190万円未満	1.3 104,130
8		190万円以上200万円未満	1.4 112,140
9		200万円以上240万円未満	1.5 120,150
10		240万円以上290万円未満	1.6 128,160
11		290万円以上400万円未満	1.7 136,170
12		400万円以上600万円未満	1.8 144,180
13		600万円以上800万円未満	2.0 160,200
14		800万円以上1,000万円未満	2.25 180,225
15		1,000万円以上	2.5 200,250

改正後の保険料額（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合(倍)	保険料(円)
1	生活保護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.45	35,100
2	世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.75	58,500
3	世帯全員が非課税で第2段階以外の人	0.75	58,500
4	世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	70,200
5	世帯に課税者があり、第4段階以外の人	1.0	78,000
6	本人が課税で前年の合計所得金額が	120万円未満	1.2 93,600
7		120万円以上200万円未満	1.3 101,400
8		200万円以上250万円未満	1.5 117,000
9		250万円以上300万円未満	1.6 124,800
10		300万円以上400万円未満	1.7 132,600
11		400万円以上600万円未満	1.8 140,400
12		600万円以上800万円未満	2.0 156,000
13		800万円以上1,000万円未満	2.25 175,500
14		1,000万円以上	2.5 195,000

税

問合先 税務課

固定資産税・都市計画税納税通知書、軽自動車税納税通知書を5月初旬に送付します

納税通知書が5月中旬までに届かない場合は、問い合わせてください。

【固定資産税・都市計画税納税通知書（土地・家屋、償却資産）】

今年度より市のシステム変更に伴い、「土地・家屋」と「償却資産」で別であった納税通知書がまとめられています。また、土地・家屋を所有の人は、面積・評価額、税額などを記載した課税資産明細書も添付しています。

【軽自動車税納税通知書】

納税通知書に添付した「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、検査受け時に使えますので、検査と一緒に保存してください。口座振替の人は、振替終了後に証明書を送付します。

※納税証明書欄に「*」が入っているもの、金融機関などの領収印がないものは使用できませんので、税務課で納税証明書の交付を受けてください。

口座振替で納める人には金融機関からの口座引き落としの報告の確認後、6月下旬に納税通知書を送付します。5月末から6月下旬に車検を受ける場合は、送付が間に合いませんので、前年度の納税証明書を使用して納期限の前日までに車検を受けるか、軽自動車税の引き落とし額が記帳された「通帳」を税務課窓口を持参ください。確認後、納税証明書を交付します。

【軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長】

軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）のグリーン化特例（軽課）について、特例の対象車を見直した上で、適用期限が2年延長になりました。詳しくは税務課ホームページをご覧ください。

都市計画税って何ですか？

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。例えば、街路や公園の整備、下水道の普及、駅前再開発など、泉佐野市全体の都市環境を整備するために使われています。

平成28年度都市計画税収入額

：14億1,891万円

よくある疑問に答えます

【固定資産税】

Q 今年、固定資産税が急に高くなったのですが、なぜ？

A 昨年度と比べて税額が高くなるのは、様々な理由が考えら

減免制度

【固定資産税】 収入が少ない高齢者などが所有する居住用資産（土地・家屋）のうち、一定の要件を満たすものに減免制度があります。詳しくは広報4月号をご覧ください。

申請期限 納期限（今年度第1期分は5月31日(木)まで)

必要なもの 平成30年度納税通知書、印鑑、「個人番号カード」または「通知カードと身元証明書」

【軽自動車税】 次の軽自動車などには減免制度があります。

- 身体などに障害を有する人が所有している
- 生計を同じくする人が所有し、身体などに障害を有する人のために使用している
- 専ら身体障害者などの利用に供するための構造のもの

申請期限 5月31日(木)

必要なもの 印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、「個人番号カード」または「通知カードと身元証明書」

※番号法施行に伴い、各々の減免申請書に「個人番号」（マイナンバー）の記載が必要です。

「大阪府域地方税徴収機構」による共同徴収

平成27年度より大阪府域において「大阪府域地方税徴収機構」が設置され、本市を含む府内34市町と大阪府が市税・府税の共同徴収を実施しています。対象者には順次、徴収機構への「引継予告書」を送付し、府職員と市町職員による共同徴収が実施されます。

大阪府からのお知らせ ～自動車税の納期限は5月31日(木)です～

納税通知書に記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード（インターネットによる手続き）で納期限までに納めてください。

問合先 大阪府自動車税コールセンター ☎0570-020156

市税は納期限内に納めましょう

【5月は固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期月です】

第1期および軽自動車税の納期限は5月31日(木)です。納付書裏面に記載の金融機関（銀行・農協・郵便局など）、コンビニエンスストア、市役所などで、忘れずに納めてください。

※口座振替で納付の場合は、通知書の税額が、指定口座に残っているか確認してください。（領収書は送付しませんので、通帳記帳などで確認してください。）

●**延滞金**…納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくこととなります。

●**さらに滞納が続くと**…納期限までに納めた納税者との公平を保つため、また、大切な市税を確保するために、滞納している人の財産（不動産、預貯金、給料など）を調査し、それらを差し押さえることとなります。

【市税の納付は便利な口座振替で】

市税の納期限日に、指定の口座から振り替えて納付していただくことができます。納期ごとに納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。口座振替を希望する場合は、通知書に同封する申込書記載の申込期限を確認して取扱金融機関または税務課窓口へ申し込んでください。

れます。よくある例は次のとおりです。

- 家屋の新築後何年か経って、新築住宅の軽減措置の適用期間が切れた場合（軽減期間…一般住宅は新築後3年度分、マン

- シオンなど中高層耐火住宅などは新築後5年度分
- 前年中に新たに土地や家屋を取得した場合
- 土地の現況が変わった（農地を宅地にしたなど）場合